

(平成27年3月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで

私は、昭和54年5月に国民年金に任意加入し、57年9月以降一時脱退していたが、58年3月にA市からB市へ転居した頃、再度国民年金に任意加入し、第3号被保険者となるまで、厚生年金保険に加入していた期間を含め、国民年金保険料を納付していたので、申立期間が、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A市からB市に転居した昭和58年3月頃に、再度国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、任意加入手続を行った場所や、申立期間に納付した保険料額の記憶が無い上、保険料の主な納付場所として同市内の複数の郵便局を挙げているが、同市において、申立期間当時、郵便局では保険料の納付ができなかったことから、申立人の主張は同市の取扱いと符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人が申立期間に国民年金に再度任意加入した形跡は見当たらず、申立人の国民年金被保険者資格の再取得は、昭和61年4月1日の第3号被保険者資格で一致している。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立期間に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

母が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで、私の国民年金保険料を納付していた。兄の保険料も母が納付しており未納は無いことから、<sup>き</sup>几帳面な母が私の保険料だけ未納にすると考えられず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っていたと主張しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の母親に申立期間の保険料の納付について確認したところ、「家族に係る各種届出及び支払に関することは夫が行っていたので詳しいことは分からない。」と回答している上、その夫は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査により昭和50年12月に払い出され、46年8月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認されるところA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金保険料は50年12月に、既に時効となっていた申立期間前の46年8月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付し、時効となっていない申立期間後の同年10月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立期間の保険料は、特例納付対象期間ではなかったことから特例納付できず、過年度納付についても、当該時点では既に時効となっており納付することができなかったものと認められる。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、第3回特例納付実施期間において特例納付することが可能であったが、A市の被保険者名簿でも未納となっており、申立人の父親が申立期間の保険料を特例納付した形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月、同年3月及び同年10月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月及び同年3月  
② 平成5年10月から6年3月まで

結婚後に、妻が私の国民年金に加入する必要性を感じて加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、郵送されてくる納付書を使用して、金融機関で納付した。

両申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

夫婦の国民年金に関する手続を行うとともに申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「国民年金に加入する必要性を感じて加入手続を行い、国民年金保険料は送付されてくる納付書により金融機関で納付した。」としているが、「保険料を毎月納付したか、まとめて納付したか覚えていない。」と述べており、保険料の納付状況の詳細について、記憶が明確でない。

また、申立人の妻は、「国民年金保険料の納付の督促を受けたことや過年度の納付書が郵送されてきたことは無かったと思う。」と述べているものの、オンライン記録により、申立人の平成8年度、10年度及び14年度の3月分の国民年金保険料は、いずれも過年度納付されており、納付期限内に保険料を納付していなかった状況がうかがえ、申立人に係る申立期間の保険料の納付が適切に行われていたとの心証を得ることができない。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料は、毎年、春頃に送付される納付書を使用して金融機関で納付したとしているものの、申立人が両申立期間同時に住所を定めていたA市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料はいずれの期間も未納と記録されていることが確認でき、オンライン

記録と符合する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。